

特定非営利活動法人 心桜 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人心桜という。

2 前項の「心桜」は「こころ」と読む。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を岡山県津山市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、ひとり親家庭、貧困、育児放棄、勤務などの生活環境に問題を抱えている子どもたちに対して、放課後等の居場所の提供、学習支援、食事を含めた家庭的な生活環境の提供に関する事業を行い、地域との関わりの大切さ、子どもたちの自立に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

特定非営利活動に係る事業

- ① 児童福祉法に基づく放課後等における一時預かり事業
- ② 学習支援事業
- ③ 食育事業
- ④ 異世代交流事業
- ⑤ 農業体験事業

第3章 会 員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の通りとし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業に賛助するため入会した個人及び団体

（入会）

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（会費）

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

（退会）

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

（除名）

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

（拠出金品の不返還）

第12条 既納の会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
- (2) 監事 1人以上

2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 第1項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役

員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とする。

4 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

5 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関して必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総 会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

（開催）

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

（招集）

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも総会の日の5日前までに通知しなければならない。

（議長）

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

（定足数）

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

（議決）

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、前条第2項、次条第1項第2号及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理 事 会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の2以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも理事会の日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席

したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による

議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る。）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（定数に係るものを除く。）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。）
- (10) 定款の変更に関する事項

（解散）

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第53条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残余する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散時の総会において選定したものに譲渡するものとする。

（合併）

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイトに掲載して行う。

第10章 雑 則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	古田 美知子
副理事長	大谷 裕子
理事	田村 正敏
同	有木 信子
同	松岡 多衣子
同	安東 くるみ
同	中江 克志
同	廣瀬 裕子
同	有本 精之
同	福島 高子
監事	岩崎 道徳
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和9年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から令和9年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金は徴収しない。会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 正会員会費 1,000円(1年間)
 - (2) 賛助会員会費 3,000円(1口)

(縦覧用)

役員名簿

特定非営利活動法人 心桜

No.	役職名	フリガナ 氏名	住所又は居所	報酬の有無
1	理事長	フルタ ミチコ 古田 美知子	非公表	有
2	副理事長	オホタニ ヒロコ 大谷 裕子		有
3	理事	タムラ マサトシ 田村 正敏		無
4	同	アリキ ノブコ 有木 信子		無
5	同	マツオカ タエコ 松岡 多衣子		無
6	同	アントウ クルミ 安東 くるみ		無
7	同	ナカエ カツシ 中江 克志		無
8	同	ヒロセ ユウコ 廣瀬 裕子		有
9	同	アリモト セイジ 有本 精之		無
10	同	フクシマ タカコ 福島 高子		無
11	監事	イワサキ ミチノリ 岩崎 道德		無

設立趣旨書

1 趣旨

近年、子どもたちの生活する環境が著しく変化しているのを感じています。核家族化が進み、共働き家庭が定着しており、外部による子育てのサポートが不可欠と考えています。子どもたちを取り巻く家庭環境も地域との関わりが希薄になり、またひとり親家庭、貧困、育児放棄や虐待などの問題も多く聞かれています。

その現状を受け止め、子どもたちが健やかで安全な生活を送れるように家庭的な温かい雰囲気の放課後の居場所を提供し、季節の行事や野外活動等の様々な活動を楽しみ、経験しながら成長できるように努めて参ります。学校生活に困難を抱えている子どもたちの学習支援を含めた悩み事への対応も含め、子どもたち一人ひとりの個性を大切に尊重しながら自立へと繋げていく支援を行っていきたいと考えています。

また、地域との関わりを大切にしながら伝統的な行事に参加し、農業体験を通して「食」の大切さを伝え、健康な「身体作り」を目標とします。

そうすることにより、子どもたちが成長し自立していく中で、家庭環境が原因で道徳的な枠組みや社会的な規範に従えず、不適切な行動を行うことへの抑制になればと考えています。

そして、以上のような活動を継続的かつ安定的に実施するには、資金調達、各種契約の締結、社会的信頼の確保が不可欠であり、子どもを安心して預けていただくためにも法人格の取得が必要であると判断いたしました。

NPO法人設立後は、職員相互間の一貫性をもった温かく楽しい雰囲気を大切にしたい支援を目指します。

2 申請に至るまでの経過

令和7年12月9日18時より発起人会を開き、設立の趣旨、定款、令和8年度及び令和9年度の事業計画及び収支予算、設立当初の役員などについての案を審議しました。令和8年2月24日18時より設立総会を開き、発起人より設立の趣旨、定款、令和8年度及び令和9年度の事業計画及び収支予算、設立当初の役員などを提案し、審議の上決定しました。

令和8年2月24日

特定非営利活動法人 心桜

設立代表者 住所 岡山市北区津高台一丁目2016番地6

氏名 古田 美知子

設立当初の事業年度の事業計画書

法人成立の日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人 心 桜

1 事業実施の方針

設立初年度は、法人としての事業基盤を整備することを目的に、他機関との連携を図るとともに、広報活動に力を入れる。利用者の獲得に向け活動の認知向上を目指すとともに、安全に事業が実施できるよう設備面や内部体制の整備を進める。

また、活動内容の更なる充実を目指し、寄付の募集や助成金申請にも取り組んでいく。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	事業内容	実施予定 日 時	実施予定 場 所	従業者の 予定人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	支出見込額 (千円)
児童福祉法 に基づく放 課後等にお ける一時預 かり事業	事業のニーズを把握するための 調査や他機関と連携するための 協議、広報媒体の作成、職員の 確保等事業開始に向け準備を行 う。保育園・学校等へお迎え・お やつ提供・宿題支援・夕食提供・ 保護者により帰宅	平日 15:00 ~20:00	津山市内	2人	未就学児 及び小学生 10人	1,774
学 習 支 援 事 業	事業のニーズを把握するための 調査や他機関と連携するための 協議、広報媒体の作成、職員の 確保等事業開始に向け準備を行 う。学習できる環境づくり (机、いす、文具の準備)。 宿題サポート(平日・長期休 暇)	平日 15:00 ~16:30	津山市内	2人	小学生 10人	664
食 育 事 業	事業開始に向け準備を行う。 (食材の調達先の確保、調理器 具の準備)。 夕食や季節の行事食の提供 お花見等のイベント開催	平日 17:30 ~18:30	津山市内	2人 ~5人	夕食 ~小学生10 人 イベント ~小学生、保	1,716

					護者、家族、 地 域 の 方 50 人	
異世代交流 事 業	地域の高齢者施設、地元行事(祭り等)の関係者への挨拶回りを行う。また、広報活動としてマルシェを開催し地域の方と交流を深める。 敬老の日、秋祭り等	年 2 回程度 (9 月, 10 月)	津山市内	2 人	小学生	2
農業体験事業	子どもたちの食育の一環として家庭菜園で野菜を育てるための貸畑の準備を行う。 さつまいもの苗植え・収穫	年 2 回程度 5 月・10 月	津山市内	5 人	小学生 ～高校生	21

◎放課後等における一時預かり事業

学校又は児童クラブ、幼稚園や保育園に迎えに行く。
施設到着後、手洗い、うがいの後おやつを提供を行う。
各自自由に過ごす。(宿題、遊び)
夕食を提供し歯磨きを終え、保護者の迎えの後帰宅。

◎学習支援事業

学習支援専門者の協力を得ながら、平日及び長期休暇時の宿題のサポートを行う。

◎食育事業

夕食、季節の行事食の提供を行う。また、子供たちの誕生日会(お祝食)を1か月単位で実施。

地域の野菜農家の方からの野菜の寄贈を職員と一緒に受け取りに行き、感謝の気持ちを伝えることを教育する。

地産地消の食材を使用しながら子供たちに季節(旬)の食材を伝え、子供たちのやる気を大切にしながら共に調理活動の楽しさを伝えていく。

「いただきます」「ごちそうさま」の言葉の意味を説明して、食事に対する感謝の気持ちを伝える。

食後の片づけ

◎異世代交流事業

敬老の日には「心桜」近隣の高齢者施設や地域の老人クラブを訪問。折り紙で制作したプレゼントを届ける。

秋祭りには地域の方と一緒にしめ縄付け作業を行う。

◎農業体験事業

サツマイモの苗植えを行い、収穫する体験をすることで、自然の中で野菜に触れる楽しさや食材がどのように育つのかを学べる機会を経験する。

【年間計画】

設立当初年度 事業計画案

4月	<ul style="list-style-type: none"> ・事業開始に伴い、地域の方、関係者の方を招待しマルシェ開催 ・新しい環境（施設に慣れる）に配慮した支援の実施 ・お花見、お楽しみ会（季節の行事食） ・歓迎会
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・農業体験（さつまいも苗植え） ・子どもの日（季節の行事食）
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・クッキング（おやつ作り：ドーナツ）
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・川遊び・BBQパーティー ・七夕会（季節の行事食）
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・お涼み会
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・運動会 ・敬老の日イベント（高齢者とのふれあい）・お月見（季節の行事食）
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・さつまいも収穫 ・秋祭り（季節の行事食）
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・もみじまつり
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・クリスマス会（季節の行事食） ・大掃除 ・お正月しめ縄作り ・お餅つき
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・お正月行事（季節の行事食） ・雪遊び
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・節分行事 ・クッキング（巻き寿司）
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・ひな祭り行事（季節の行事食）

令和9年度の事業計画書

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

特定非営利活動法人 心 桜

1 事業実施の方針

初年度の活動を通じて明らかになった課題を改善しながら、引き続き他機関との連携や広報活動を継続し、認知度の向上を図る。また、活動内容の更なる充実を目指し、寄付の募集や助成金申請にも取り組んでいく。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	事業内容	実施予定 日 時	実施予定 場 所	従業者の 予定人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	支出見込額 (千円)
児童福祉法 に基づく放 課後等にお ける一時預 かり事業	他機関と連携するための協議等 行う。保育園・学校等へお迎え・ おやつ提供・宿題支援・夕食提 供・保護者により帰宅	平日 15:00 ~20:00	津山市内	2人	未就学児 及び小学生 10人	2,052
学 習 支 援 事 業	宿題サポート (平日・長期休暇)	平日 15:00 ~16:30	津山市内	2人	小学生 10人	634
食 育 事 業	食材の調達先の確保。 夕食や季節の行事食の提供 お花見等のイベント開催	平日 17:30 ~18:30	津山市内	2人 ~5人	夕食 ~小学生10 人 イベント ~小学生、保 護者、家族、 地 域 の 方 50人	2,070
異世代交流 事 業	マルシェを開催し地域の方と交 流を深める。 敬老の日、秋祭り等	年2回程度 (9月, 10月)	津山市内	2人	小学生	2
農業体験事業	食育の一環として家庭菜園で野菜を 育てる。さつまいもの苗植え・収穫	年2回程度 5月・10月	津山市内	5人	小学生 ~高校生	11

◎放課後等における一時預かり事業

学校又は児童クラブ、幼稚園や保育園に迎えに行く。

施設到着後、手洗い、うがいの後おやつを提供を行う。

各自自由に過ごす。(宿題、遊び)

夕食を提供し歯磨きを終え、保護者の迎えの後帰宅。

◎学習支援事業

学習支援専門者の協力を得ながら、平日及び長期休暇時の宿題のサポートを行う。

◎食育事業

夕食、季節の行事食の提供を行う。また、子供たちの誕生日会（お祝食）を1か月単位で実施。

地域の野菜農家の方からの野菜の寄贈を職員と一緒に受け取りに行き、感謝の気持ちを伝えることを教育する。

地産地消の食材を使用しながら子供たちに季節(旬)の食材を伝え、子供たちのやる気を大切にしながら共に調理活動の楽しみを伝えていく。

「いただきます」「ごちそうさま」の言葉の意味を説明して、食事に対する感謝の気持ちを伝える。

食後の片づけ

◎異世代交流事業

敬老の日には「心桜」近隣の高齢者施設や地域の老人クラブを訪問。折り紙で制作したプレゼントを届ける。

秋祭りには地域の方と一緒にしめ縄付け作業を行う。

◎農業体験事業

サツマイモの苗植えを行い、収穫する体験をすることで、自然の中で野菜に触れる楽しさや食材がどのように育つのかを学べる機会を経験する。

【年間計画】

令和9年度 事業計画案

4月	・事業開始に伴い、地域の方、関係者の方を招待しマルシェ開催 ・新しい環境（施設に慣れる）に配慮した支援の実施 ・お花見、お楽しみ会（季節の行事食） ・歓迎会
5月	・農業体験（さつまいも苗植え） ・子どもの日（季節の行事食）
6月	・クッキング（おやつ作り：ドーナツ）
7月	・川遊び・BBQパーティー

	・七夕会（季節の行事食）
8月	・お涼み会
9月	・運動会 ・敬老の日イベント（高齢者とのふれあい）・お月見（季節の行事食）
10月	・さつまいも収穫 ・秋祭り（季節の行事食）
11月	・もみじまつり
12月	・クリスマス会（季節の行事食） ・大掃除 ・お正月しめ縄作り ・お餅つき
1月	・お正月行事（季節の行事食） ・雪遊び
2月	・節分行事 ・クッキング（巻き寿司）
3月	・ひな祭り行事（季節の行事食）

令和8年度 活動予算書
 法人成立の日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人心桜
 (単位：円)

科目	金額	
I 経常収益		
1 受取会費		
正会員受取会費	11,000	
賛助会員受取会費	60,000	
		71,000
2 受取寄附金		
受取寄附金	300,000	
施設等受入評価益	6,000	
		306,000
3 受取助成金等		
受取民間助成金	400,000	
		400,000
4 事業収益		
事業収益	1,800,000	1,800,000
5 その他収益		
受取利息	0	
雑収益	0	
開設準備金	0	0
経常収益計		2,577,000
II 経常費用		
1 事業費		
(1) 人件費		
役員報酬	0	
給料手当	1,000,000	
法定福利費	0	
退職給付費用	0	
福利厚生費	130,000	
	0	
人件費計	1,130,000	
(2) その他経費		
会議費	1,000	
旅費交通費	0	
車両費	100,000	
通信運搬費	11,000	
消耗什器備品費	320,000	
修繕費	0	
水道光熱費	338,000	
地代家賃	1,200,000	
賃借料	200,000	
食材費	860,000	
施設等評価費用	6,000	
減価償却費	0	
租税公課	0	
支払手数料	1,000	
雑費	10,000	
支払利息	0	
	0	
その他経費計	3,047,000	
事業費計		4,177,000
2 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬	20,000	
給料手当	0	
法定福利費	0	
退職給付費用	0	
福利厚生費	0	
	0	
人件費計	20,000	
(2) その他経費		
会議費	5,000	
旅費交通費	0	
水道光熱費	37,000	
支払手数料	66,000	

減価償却費	0		
支払利息	0		
その他経費計	0		
管理費計	108,000	128,000	
経常費用計			4,305,000
当期経常増減額			-1,728,000
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益		0	
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損		0	
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			-1,728,000
前期繰越正味財産額			0
次期繰越正味財産額			-1,728,000

※ 当該年度はその他の事業の実施を予定していません。

令和9年度 活動予算書
令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

特定非営利活動法人心桜
(単位：円)

科目	金額	
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	11,000	
賛助会員受取会費	60,000	
		71,000
2. 受取寄附金		
受取寄附金	300,000	
施設等受入評価益	6,000	
		306,000
3. 受取助成金等		
受取民間助成金	100,000	
		100,000
4. 事業収益		
事業収益	2,400,000	2,400,000
5. その他収益		
受取利息	0	
雑収益	0	
		0
経常収益計		2,877,000
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
役員報酬	0	
給料手当	1,200,000	
法定福利費	0	
退職給付費用	0	
福利厚生費	130,000	
	0	
人件費計	1,330,000	
(2) その他経費		
会議費	1,000	
旅費交通費	0	
車両費	130,000	
通信運搬費	11,000	
消耗什器備品費	260,000	
修繕費	0	
水道光熱費	450,000	
地代家賃	1,200,000	
賃借料	240,000	
食材費	1,130,000	
施設等評価費用	6,000	
減価償却費	0	
租税公課	0	
支払手数料	1,000	
雑費	10,000	
支払利息	0	
	0	
その他経費計	3,439,000	
事業費計		4,769,000
2. 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬	20,000	
給料手当	0	
法定福利費	0	
退職給付費用	0	
福利厚生費	0	
	0	
人件費計	20,000	
(2) その他経費		
会議費	3,000	
旅費交通費	0	
水道光熱費	50,000	
支払手数料	2,000	

減価償却費	0		
支払利息	0		
	0		
その他経費計	55,000		
管理費計		75,000	
経常費用計			4,844,000
当期経常増減額			-1,967,000
Ⅲ 経常外収益			
1. 固定資産売却益		0	
経常外収益計			0
Ⅳ 経常外費用			
1. 過年度損益修正損		0	
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			-1,967,000
前期繰越正味財産額			-1,728,000
次期繰越正味財産額			-3,695,000

※ 当該年度はその他の事業の実施を予定していません。